

令和7年度 第2回千代田区公契約審議会 議事概要

開催日時・場所	令和7年11月13日(木) 午前10時～11時15分 千代田区役所4階 会議室A・B
出席委員	葭原 敬 会長 奥村 広美 副会長 西海 哲洋 委員 島田 久史 委員 田中 英二 委員 堀井 晶 委員
審議案件	令和8年度 賃金下限額等について
審議内容	<p>○事務局より以下の点を説明</p> <p>①条例の対象範囲について(令和8年度)</p> <p> 工事請負 1億円以上</p> <p> 業務委託 2,000万円以上</p> <p>②適用従事者:変更なし</p> <p>③賃金下限額の設定について</p> <p> 工事請負契約は、公共工事設計労務単価(令和8年度)の90%、業務委託契約・指定管理協定は、1,465円(時間)、職種別賃金は、上記に準じて引き上げる。</p> <p> 例年据え置いてきた警備員・保全管理員についても、他職種との差が小さくなっているため、建築保全業務労務単価を勘案して引上げを行う。</p> <p> 警備員:1,667円、保全管理員:2,149円、清掃員:1,487円、 介護職:1,487円、栄養士:1,747円、保健師・看護師:1,788円 その他:1,465円</p>

<p>審議内容に係る 委員からの意見 及び事務局意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回議事概要については異議なし。 ・第1回審議会での意見を踏まえ、賃金下限額は引き上げられたものの、他区と比べると見劣りする部分がある。前年度と同様の上げ幅とするか職種別賃金をすべて1,500円以上に引き上げることはできないか。 →区：職種別賃金を設定しているため、その他の従事者と他区の賃金下限額を比較すると低く見えてしまう。全体として前年比で10%近い上げ幅としているため、これ以上は難しい。 ・他区で賃金下限額の算出の分母に、有給休暇取得日数を加味しているところもある。その他、ボーナスも含める等の賃金下限額の算出方法を見直す検討はできないか。 ・公契約条例が適用される契約の従事者は、全体の契約のどれぐらいの割合を占めるか数字として出せるか。 →区：特定公契約については報告書があるので従事者数はわかるが、それ以外の契約については従事者数を把握できないので割合は出すことができない。契約数や金額ベースでの割合を出すことはできるので、来年度の資料に入れる。 ・落札率を公契約対象の契約とそれ以外の契約で分けて資料に掲載してほしい。 →区：来年度の資料3で対応する。 ・周知確認書の提出が不要になった代わりに措置も今後検討を行ってほしい。 ・複数年度契約の業務委託・指定管理については、賃金下限額は最新のものが適用されるのか。 →区：複数年度契約となっているのは物品の賃貸借がほとんどである。指定管理は10年間にわたる協定のものもあるが、年度協定を結ぶため、最新年度の賃金下限額が適用される。 ・厚労省からのビルメンテナンスについてのガイドラインに基づき、契約変更の協議があった場合は対応をお願いしたい。
<p>付帯意見</p>	<p>賃金下限額の算出方法について、他自治体を参考に見直しを検討された。</p>